

第22回町田市農業委員会総会議事録

(2020年12月18日)

議長 　ただ今から、第22回 町田市農業委員会総会を開会いたします。

　本日の署名委員は5番・土方委員、6番・大貫委員を指名致します。なお、大澤委員は所用のため欠席です。

　それでは議案の審議に入ります。

　日程第1、議案第47号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」別紙により上程します。

　別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 　(3件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)

議長 　暫時、休憩いたします。

　(休 憩)

議長 　再開いたします。ご確認いただいた委員から報告をお願いいたします。

尾作委員 　(申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)

山下委員 　(申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)

吉沢委員 　(申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)

議長 　ありがとうございました。議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

　ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

　これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

　(挙 手 全 員)

　挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決めます。

　続いて日程第2、議案第48号「農地法第5条の規定による許可申請について」別紙により上程いたします。

　別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 　(2件の許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)

議長 　事務局担当者より農地法第5条許可の流れ、許可の要件などに

について概要説明をいたさせます。

事務局議長 (農地法第5条について概要説明)

暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。ご確認いただいた委員から報告をお願いいたします。

中嶋委員 (現地確認をした農地の現況について報告)

北島委員 (現地確認をした農地の現況について報告)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての意見を付して東京都知事へ送付することに決めます。

続いて日程第3、議案第49号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく貸付規程について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (承認申請について説明)

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。ご確認いただいた委員から報告をお願いいたします。

大貫委員 (土地所有者の現況、申請の経緯を説明)

議長 午前中に生産緑地対策委員会が開催されましたので、委員長から報告をお願いいたします。

土方委員 午前中に生産緑地対策委員会を開催し、委員の皆さんに集まっていたいただき検討をしました。相続税納税猶予を受けている生産緑地に休憩スペースやビニールハウス等の施設を設置して良いか疑問であったが、事務局から問題ないとの確認が取れました。生産緑地貸借の契約期間は3年なのに、市民農園を借りる人達は1年契約となっており、1年ごとに更新となるようだが、条文と照らし合わせても問題ないという結論に達しました。近隣住民にも迷

惑をかけない、管理の方も所有者がやっていくと聞いております。そのようなことから、検討委員会では承認をするという結果になりました。以上でございます。

議長 報告ありがとうございました。これより質疑に入ります。
何か質問はありませんか。

尾作委員 本市民農園では入会金が必要であるが、他の市民農園でも入会金は必要ですか？

事務局 市営の市民農園では、入会金は取っていません。市内にある農家開設型市民農園についても3件とも年間の使用料だけで入会金は取っていません。インターネットで調べると、木曾にあるシェア畑は入会金を取っているようです。使う方が自分のニーズに合わせて市民農園を選んでいくという形になると思います。

議長 他に質問はありませんか。
ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、承認することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり承認することに決めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項（農地法4条4件、5条15件、納税猶予に関する適格者証明書2件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書13件）

報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について0件）

議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。